

公職選挙法の一部が改正

10月14日より施行



公職選挙法の一部が改正する法律が、去る十月十四日から施行されました。今回の改正は、最近における選挙の実情にかんがみ、衆議院議員の総定数及び各選挙区において選挙すべき定数については是正を行うとともに、選挙の腐敗を防止し、選挙の公正を確保する等のため、供託金の額の引上げ、選挙公営の拡充、寄附制限の徹底、文書圖画の掲示及び機関紙等の領布の制限の強化等が行われたものです。

カネのかからない きれいな選挙めざす

政治活動用文書圖画掲示の制限

公職の候補者等（公職の候補者となろうとする者および公職にある者をいう）が政治活動のためにその氏名または氏名が類推されるような事項を表示する文書圖画、および後援団体が政治活動のために、その名称を表示する文書圖画については、次に掲げるもの以外は選挙運動用の文書圖画とみなさ

れ掲示することが禁止されます。

⑦公職の候補者等または後援団体の政治活動のための事務所に掲示する立札・看板の類は衆議選十参議選（地方区）十六・知事選十六・県議選六・町村議・長選四の総数の範囲内で、事務所ごとに二枚まで、規格Ⅱ縦一五〇センチ横四〇センチ以内とする。

なお、この立札・看板の類には選挙の種類に応じて、その選挙を管理する選挙管理委員会が定める表示をしなければ掲示することができません。

④ペニヤ板・プラスチック板等を用いて掲示する以外のポスター
⑥政治活動のための演説会、講演会、研修会等の集會場で、その開催中使用するもの

⑤確認団体が、選挙期間中に認められる政治活動のために使用することができるもの

公職の候補者等の 寄附の禁止

公職の候補者等は、時期や名目のいかんを問わず、選挙区内の人に寄附することは、次の場合を除き禁止されます。

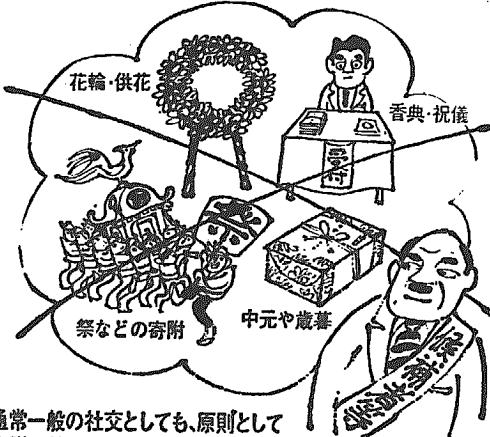
⑦親族（六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族）に対して寄附をする場合
⑧政党その他の政治団体等に対し寄附をする場合（一定期間は禁止）

⑨選挙区内で行う講習会その他の政治教育のための集會（一定期間を除く）の必要やむを得ない実費を補償（参加者のための必要最少限の旅費・弁当代等）する場合。

▼公職の候補者等が役員や構成員となっている会社や団体等がその氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附することも同様に禁止されます。

従って、親族に対する場合を除き、冠婚葬祭、近所つきあい等、通常一般の社交として行われる寄附。

例えば、花輪、供花、香典、祝儀、集會等にお金、お酒を届けるなども禁止されます。また、何人も、公職の候補者等に対して寄附の要求をしたり選挙区内の人への寄附を勧誘してはならないことになりました。



通常一般の社交としても、原則として寄附が禁止される。